

## ■地域生活支援事業

事業名	事業の概要
相談支援事業	障がい者や障がい児の保護者または障がい者等の介護を行う方などからの相談に応じ、必要な情報を共有することや権利擁護のために必要な援助を行います。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、その他障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳等の方法により、障がい者等とその他の方の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行います。 ※申請は、社会福祉課までFAXしてください(FAX 32-8601)。
日常生活用具給付事業	障がい者・障がい児の方へ日常生活をしやすくするため日常生活用具を給付します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者等について、地域における自立生活及び社会参加を促すため外出の支援を行います。
地域活動支援センター事業	精神に障がいのある方に創作的活動や生産活動の機会を提供するほか、社会との交流促進等の支援をします。
日中一時支援事業	障がい者等の家族の就労支援や障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息のために、障がい者等の日中における活動の場を確保します。
身体障がい者用自動車改造費給付事業	就労等のため重度の身体障がい者が自ら運転する自動車のハンドル、ブレーキ、アクセルなどを改造するときは、改造費用を助成します。
身体障がい者自動車運転免許取得費用助成事業	身体障がい者が、自動車運転免許を取得するために、公安委員会の指定する自動車教習所等で要した教習費用について助成をします。
訪問入浴サービス事業	自力または家族の介護のみでは入浴ができない人工呼吸器等を装着している方の、居宅での入浴支援を行います。
成年後見制度利用支援事業	知的障がい者や精神障がい者のうち、判断能力が不十分な方に対して、成年後見の申し立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部または一部を助成します。
自発的活動支援事業	ピアサポートや社会活動支援など、障がい者、その家族、地域住民における自発的な取り組みに対し支援を行います。
理解促進研修・啓発事業	障がい者などが日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者などの理解を深めるための啓発を行います。

## ■児童福祉法によるサービス

事業名	事業の概要
児童発達支援(未就学児)	児童発達支援センター等の施設にて、日常生活における基本的な動作の指導、知識の技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由のある児童について、医療型児童発達支援センターまたは指定医療機関等にて、児童発達支援及び治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が困難な障がい児に、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
放課後等デイサービス(学齢児)	学校(幼稚園及び大学を除く)に就学している障がい児について、授業の終了後または休業日に児童発達支援センター等の施設にて、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他の支援を行います。
保育所等訪問支援	保育園その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障がい児について、当該施設を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。